

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		大胆な投資促進税制の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義、所得税：外、法人住民税：義、事業税：義（国税 7・地方税 5）
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【新設】 拡充・延長 【単独】 主管・共管
4	内容		《現行制度の概要》 -
			《要望の内容》 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。
			《関係条項》 -
5	担当部局		経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：-
7	創設年度及び改正経緯		-
8	適用又は延長期間		5 年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を達成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。 《政策目的の根拠》 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版】（令和 7 年 6 月 13 日 閣議決定） Ⅲ.投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		② 政策体系における政策目的の位置	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		付け	
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	日本経済の停滞要因の一つは投資不足であり、実際に、日本と他国の潜在成長率の最大の違いが資本投入量であることを踏まえ、高付加価値化に資する、国内設備投資を促進し、経済・産業構造の転換を図ることが必要。 特に、金融危機以降、多くの日本企業は海外で投資を拡大し、日本での投資は横ばいとなり、昨今では海外各国においても産業政策が活発化している中で、我が国における投資控えや他国への投資流出が進展することを防ぐべく、本税制を措置し、高付加価値型の設備投資の増大及び生産性の向上を後押しする。こうした取組を通じて、2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化を目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	精査中
10	有効性等	① 適用数	精査中
			【算定根拠】
		② 適用額	精査中
			【算定根拠】
		③ 減収額	精査中
			【算定根拠】
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 精査中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	民間投資の拡大を実現するとともに、我が国経済全体の生産性の向上に寄与する。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。また、導入事業者の生産性向上のためには、高付加価値化のための設備投資を支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③ 地方公共団体が協力する相当性	－
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 12） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（国税 12・地方税 22）
② 上記以外の税目		所得税：外、個人住民税：外	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
《要望の内容》 全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、限られた適地の有効利用及び計画的な土地利用を図るべく、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備を行う場合において、土地の譲渡に係る税制上の措置を検討する。			
《関係条項》 —			
5	担当部局		経済産業政策局地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 《政策目的の根拠》 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
② 政策体系における政策目的の位置付け		経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展	

		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、地方公共団体と民間事業者が連携して行う産業用地整備の事業のために土地を譲渡する場合においても税制措置を講じることで、より一層の適地の有効利用及び土地の計画的利用による産業用地の確保を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の促進に貢献する。
10	有効性等	① 適用数	年間 20～30 件
			【算定根拠】 地方公共団体を対象としたアンケート(回答数:420 自治体)により、今後、民間開発事業者が土地取得を行う官民連携の手法により造成予定の産業用地整備件数は年間 20～30 件と見込まれている。
		② 適用額	精査中
			【算定根拠】
		③ 減収額	精査中
			【算定根拠】
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 精査中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標を達成するためには、地域の特性に応じて高い付加価値を創出し地域経済に裨益する産業の立地基盤となる産業用地の新たな確保が不可欠。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足(技術者の不足)や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、ノウハウ等の補完のために民間開発事業者と連携し、産業用地整備を行う地方公共団体もある。 地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の譲渡に係る税制措置を講ずることにより、限られた適地の有効利用及び土地の計画的な利用を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望措置は、高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、地域経済に波及効果をもたらす産業用地を整備する際、地方公共団体がノウハウ等の補完の観点から民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業のために土地を譲渡する者への税制上の措置を想定しており、下記「②他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄に記載の(1)～(3)といった既存の措置内容とは対象範囲が異なるものである。 また、産業用地の整備において、土地所有者の数や交渉の状況による合意形成期間の長期化、不可抗力的な事由による工期や開発区域の変更等が起こりやすく、事前に確度の高い施行期間や予算額を予測することは困難であることから、補助金による措置ではなく、租税特別措置によることは政策手段として有効且つ妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	産業の基盤となる産業用地の確保のために活用できる他の租税特別措置として、例えば、(1)地方公共団体や土地開発公社、土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合、(2)地方公共団体や民間事業者等が施行する農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合、(3)地方公共団体等(民間を除く)が施行する特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合等があり、土地の所有者に対する譲渡所得の特別控除が措置されているが、(1)と(3)は、本要望税制が想定する(地方公共団体と連携した)民間開発事業者による土地購入は対象外、(2)は、民間等による土地購入は含まれているが、制度の活用可能な地域について人口要件等が設けられており、地域が限定されている。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、産業用地の整備に寄与し、地域の産業振興・産業集積が促進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義 (国税 15) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税 11)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度。
			《要望の内容》 スタートアップの出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノベーション促進税制(スタートアップの株式取得価格に対する 25%の所得控除)の延長等を行う。
			《関係条項》 租税特別措置法第六十六条の十三 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二 租税特別措置法施行規則第二十二條の十三
5	担当部局		経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 7 年 8 月 分析対象期間:令和 2 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度創設(令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長(令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充(令和 5 年 4 月 1 日～) 令和 6 年度延長(令和 6 年 4 月 1 日～)
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱:オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる

			M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○ この投資額は、スタートアップ 5 か年計画策定前と比較し増加しており(5,700 億円(2020 年)→7,800 億円(2024 年))、現在、約 8,000 億円規模 であるが、本 5 か年計画において 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 ○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目する と、件数としては、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 4 割程度あり、諸外国と比較して IPO の比率が高く、さらに M&A の比率を高めていくことが求められる。 ○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。 【統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定)】 第 1 章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション) 2. 科学技術・イノベーション政策の 3 つの基軸 (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成) オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】 第 2 章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3)スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (スタートアップの推進と新たな産業構造への転換) さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法 制の整備を進める。
--	--	--	--

			【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進 2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ① オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。 【統合イノベーション戦略 2025（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）】 2. 第 6 期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 (3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 人材・技術・資金の好循環の促進 スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月閣議決定）】 第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (5) スタートアップへの支援 出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。 【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 IV. 「スタートアップ育成 5 か年計画」の強化 3. オープンイノベーション・調達の推進 ① オープンイノベーション促進税制の活用促進 スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25% を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特に M&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のための M&A や出資を促進する。
--	--	--	--

		② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 租税特別措置等により達成しようとする目標 ④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及 ・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027 年度に 10 兆円規模とする)を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:3)へ高める。 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。																																				
10	有効性等	① 適用数 ② 適用額	(単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>53</td><td>46</td><td>52</td><td>43</td><td>75</td><td>132</td><td>233</td><td>414</td></tr></table> ※令和 2 年から令和 5 年:件数は法人数と推定されるため同一法人が複数のスタートアップ企業に出資した場合も 1 件として集計される 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の件数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)による。 ・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額(全体の約 1/4)を参考に、その年平均成長率(約 80%)をもとに試算。 ・また、IPO:M&A 比を欧州並みの比率(1:3)に目指すことを掲げていることから、その年平均成長率(約 32%)をもとに試算した件数を上乘せ。 ・年平均成長率は 10-④に示す 2023 年データより推計(出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ)。 (単位:億円) <table><tr><td>年度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>56</td><td>88</td><td>131</td><td>84</td><td>146</td><td>257</td><td>455</td><td>809</td></tr></table> ※令和 2 年から令和 5 年:適用額は所得控除額 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)による。 ・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額(全体の約 1/4)を参考に、その年平均成長率(約 80%)をもとに試算。	年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	適用件数	53	46	52	43	75	132	233	414	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	適用額	56	88	131	84	146	257	455	809
年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9																															
適用件数	53	46	52	43	75	132	233	414																															
年度	2	3	4	5	6	7	8	9																															
適用額	56	88	131	84	146	257	455	809																															

			・また、IPO:M&A 比を欧州並みの比率(1:3)に目指すことを掲げていることから、その年平均成長率(32%)をもとに試算した件数を上乘せ。 ・年平均成長率は 10-④に示す 2023 年データより推計(出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ)。																		
	③	減収額	(単位:億円) <table><tr><td>年度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>推定減収額</td><td>17</td><td>26</td><td>39</td><td>25</td><td>43</td><td>76</td><td>135</td><td>241</td></tr></table> ・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)をもとに試算。令和 6 年度以降は推定値から試算。 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)の適用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算 ・令和 6 年から令和 9 年の減収額は、②適用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算。	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	推定減収額	17	26	39	25	43	76	135	241
年度	2	3	4	5	6	7	8	9													
推定減収額	17	26	39	25	43	76	135	241													
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○事業法人によるスタートアップ投資額 2020 年 事業法人系 1,896 億円、全体 5,957 億円 2021 年 事業法人系 2,293 億円、全体 12,472 億円 2022 年 事業法人系 2,451 億円、全体 10,256 億円 2023 年 事業法人系 2,378 億円、全体 8,787 億円 2024 年 事業法人系 2,125 億円、全体 8,622 億円 ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後の EXIT までの投資なども含む ※事業法人系は事業法人、CVC を含む。全体には、事業法人系に加え、独立系 VC、金融機関系(金融機関、金融系 VC)、政府・大学系(政府・地方自治体などの投資、政府系 VC、大学系 VC)、海外(海外金融機関、海外法人、海外 VC)、その他(上記以外(不明含む))を含む。 ※スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025 年 1 月 20 日時点) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 出典:スピーダ(INITIAL) Japan Startup Finance 2024 p.75. ○日本のスタートアップにおける M&A Exit の割合 2020 年 M&A 23 件、IPO 36 件 2021 年 M&A 46 件、IPO 46 件 2022 年 M&A 45 件、IPO 40 件 2023 年 M&A 34 件、IPO 34 件 2024 年 M&A 57 件、IPO 38 件																		

				※スタートアップは被買収時点で VC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業 ※M&A は被買収・子会社化・主要株式取得を指す ※スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025 年 3 月 27 日時点) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025 年 3 月 27 日時点)より経済産業省作成 ○初期の目標の達成状況 スタートアップ投資額は、2020 年以降着実に増加してきたが、2022 年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少(2021 年比 米国△59%、英国△48%、中国△35%、日本△8%)。その中、国内スタートアップの資金調達額は比較的堅調に推移しており、その内、事業会社・CVC によるスタートアップへの出資は 25%を堅持しており、これを下支えしている。また、日本のスタートアップにおける M&A Exit については、IPO に対する M&A の件数比が 2020 年において IPO:M&A=1: 0.64 であったのに対し、2024 年には 1:1.5 となっており増加傾向が見られている。スタートアップ育成5 年計画において掲げた、スタートアップへの投資額を 5 年間で 10 倍とする目標に向け、その施策の一つとして、事業会社からスタートアップへの投資を根付かせるためには、本税制による後押しを継続し、投資活動を定着させる必要がある。																						
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位:億円) <table><tr><th>年度</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr><tr><td>税制適用を受けた推定出資額</td><td>224</td><td>352</td><td>524</td><td>336</td><td>585</td><td>1029</td><td>1821</td><td>3237</td></tr></table> ※推定出資額は適用額を 0.25 で除して試算(出資額の最大 25%が所得控除されるため) 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額は、令和 5 年度の適用額から見積もと 1 年間で約 336 億円であり、これは 2023 年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約 14%にあたる。 また、2020 年から 2023 年の事業法人によるスタートアップ投資額の年平均成長率(CAGR)は約 7.8%に対し、令和2年度から令和5年度の本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額の年平均成長率は、約 14.5%であり、上記の年平均成長率を上回っており、今後も事業会社のスタートアップへの投資を後押ししていくことが見込まれる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】					年度	2	3	4	5	6	7	8	9	税制適用を受けた推定出資額	224	352	524	336	585	1029	1821	3237
年度	2	3	4	5	6	7	8	9																		
税制適用を受けた推定出資額	224	352	524	336	585	1029	1821	3237																		

			令和 2 年から令和 5 年の推定出資額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)の適用額を用いて試算。
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資を後押ししていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資や M&A を受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政府では、「スタートアップ 5 か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。 スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップの M&A を促進することは重要である。 こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ 5 か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startup やオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&A を促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップ M&A の阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であり、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A 含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 5 年 8 月 (R5 経産 1)
----	------------------------	----------------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		海外投資等損失準備金
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 20） 法人住民税、法人事業税：義（地方税 15）（自動連動）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 （※）探鉱法人の場合は出資額の 50% 開発法人の場合は出資額の 20%
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 ○租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条 ○地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：令和 4 年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		【年度】 昭和 39 年度 昭和 42 年度 昭和 44 年度 昭和 45 年度 昭和 46 年度 昭和 48 年度 昭和 49 年度 昭和 51 年度 昭和 53 年度 昭和 55 年度 昭和 57 年度 昭和 59 年度 昭和 61 年度 昭和 63 年度 平成 2 年度 平成 4 年度 平成 6 年度 【要望等の内容】 「海外投資損失準備金」創設（3 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間） 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間） 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組 延長（2 年間） 延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間） 延長（2 年間）

			平成 8 年度 延長(2 年間) 平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%) 平成 12 年度 延長(2 年間) 平成 14 年度 延長(2 年間) 平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成 24 年度 延長(2 年間) 平成 26 年度 延長(2 年間) 平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%) 平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%) 令和 2 年度 延長(2 年間) 令和 4 年度 延長(2 年間) 令和 6 年度 延長(2 年間)(経済安保法に基づく JOGMEC の 助成金による株式取得・出資を除外)
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2040 年度の一次エネルギー供給においても合計約 4 割以上を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題であり、近年の中国の輸出管理措置等の長期的な供給途絶リスクの高まりを受け、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、自給率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的

			な安定供給を維持・確保する必要がある。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月13日閣議決定) 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (1)GXの推進 (中略) エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネルギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するとともに、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主体的な取組を含め推進する。戦略的に余剰LNGを確保する。 国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実証に取り組む。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(令和7年6月13日閣議決定) Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1)GX (中略) ①2040 年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開 DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携(ワット・ビット連携)、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討する。 また、GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行った上で、民間事業者の予見性を高め 公正な移行の観点を踏まえてGXを推進し、10 年間で、20 兆円規模の先行投資支援策により 150 兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシン グ構想を実行していく。 あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていく。 上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進する。 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・洋上風力の導入拡大

			・地域と共生した再生可能エネルギーの普及 ・系統整備と蓄電池等の促進 ・原子力の活用 ・水素の活用等 ・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保 ・事業者間連携の促進 ・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化 ○エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） 5. 化石資源の確保／供給体制 （1）基本的考え方 化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要がある。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む。 特に、LNGの安定供給確保は、電力の安定供給の確保を大前提に非効率な石炭火力の発電量を減らしていく中、現実的なトランジションの手段としてLNG火力を活用する必要があることに加え、都市ガスの安定供給の観点から重要である。価格高騰や供給途絶等のリスクに備え、官民一体となって必要なLNGの長期契約を確保する必要がある。加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靱性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPガスの安定調達と供給体制確保は重要である。 将来的な脱炭素燃料・技術を含む資源獲得競争を勝ち抜くべく、国際競争力のある「中核的企業」の創出や、これらの企業が「総合エネルギー産業」に変革し2050年カーボンニュートラル社会実現のメインプレイヤーとなることも目指す。 （2）天然ガス ① 総論 天然ガスは、熱源として効率性が高く、地政学的リスクも相対的に低く、足下、電源構成の約3割を占める。また、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少なく、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たすと同時に、燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことで環境負荷低減にも寄与する。さらに、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待される等、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源である。 他方、ロシアによるウクライナ侵略等によりエネルギー安定供給の不確実性が生じ、引き続きLNG市場は構造的にタイトである。こうした中でも、自主開発を推進し、市場拡大や供給源多角化にあたっては、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に判断し、安定供給性・強靱性を向上させる必要がある。内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やJOGMECによるリスクマネーの供給、LNG産消会議の継続等により、安定調達と供給体制の確保に取り組む。
--	--	--	---

			日本の石油・天然ガス開発企業には、脱炭素燃料・技術の供給分野等で、メインプレイヤーであり続けることが期待される。 ② 自主開発の更なる推進 石油・天然ガスの輸入依存による交渉力の限界や中東情勢等の影響の受けやすさといった構造的課題のある我が国が、様々な情勢変化のもとでも安定供給を確保するためには、日本企業が直接開発・生産に携わる上流権益確保と国内資源開発による自主開発を進めることが極めて重要である。石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げることを目指す。 7. 重要鉱物の確保 (1) 基本的考え方 ① 総論 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、DXやGXの進展や、それに伴い見込まれる電力需要増加への対応に必要不可欠である。また、エネルギーの有効利用の鍵となり、今後、製品としても日本企業の競争力を左右する蓄電池、モーター、半導体等の製造にあたっては、銅や、レアメタル等の重要鉱物の安定的な供給確保が欠かせない。他方、重要鉱物は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。 (中略) こうした状況の中で、これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や経済安全保障推進法に基づく鉱物資源開発プロジェクトへの助成、資源探査等を通じて、我が国企業による重要鉱物の安定的な供給確保を支援してきたところである。今後、供給途絶が懸念される鉱種の安定的な供給確保に向けて、供給途絶に備えた十分な備蓄量の確保に加え、有志国との連携による上流開発プロジェクトの組成やリサイクルを通じた供給源の多角化、中下流での価格転嫁も含む長期調達コミットメントも踏まえた競争力のある価格での供給などの総合的な取組が重要となり、鉱種ごとのサプライチェーンリスクの分析を踏まえて、経済安全保障の観点、産業政策の観点の両面から今後のあるべき政策を更に進めていく。 ③ 供給源の多角化等 供給源の多角化に向けては、経済安全保障推進法に基づく助成金も活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともに、リサイクル資源の活用に関する方策を検討する。また、フロンティア地域の中長期的にポテンシャル拡大が見込める案件への日本企業の参加を促進する。具体的には、日本企業による、フロンティア地域における上流権益の獲得の後押し、将来の種まきとしての「資源ジュニア」等への出資の促進に向けた官民の役割分担や具体的な参画の在り方、長期安定供給が見込める海外からの調達も含めたリサイクル資源の活用に関する方策を検討する。 これらの取組と併せて、資源外交に関しては、米国、豪州、カナダ等の同志国と連携した鉱物資源開発や、南部アフリカ諸国などのカンントリーリスク・探鉱リスクを有するフロンティア地域やチリ等の資源国との関係の強化を実施するとともに、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的・総合的な資源外交政策を展開する。 (2) レアメタル
--	--	--	--

			レアメタルについては、需要の増加が見込まれるものの、特定国からの輸入に大きく依存している状況である。さらに、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクも引き続き上昇傾向にあり、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつある。特に、日本が多くのレアメタルの鉱山・製錬工程を特定国に依存している中、一部物資の輸出管理の実施に伴い、輸出に政府の許可が必要な物資が増加している。半導体材料に用いられるガリウム及びゲルマニウム関連品目や、蓄電池に用いられる黒鉛関連品目については2023年に、アンチモン等の関連品目は2024年に輸出管理が開始されたところであり、レアアース等他品目も含めてサプライチェーンの不確実性が増している。こうした中で、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいくが、2050年カーボンニュートラル実現にとって不可欠なバッテリーメタル・レアアース・ウランについては、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」も踏まえ、2030年時点で国内への供給に必要な需要量の確保を目指し、対応を進めていく。 (3) ベースメタル ベースメタルについて、特に、非鉄金属の代表的なベースメタルである銅は、DXやGXの進展により、世界的な需要は増える見込みであるが、鉱山開発費用の高騰や、これまでの最大の生産国であるチリの鉱山の品位の低下が進む中で、供給が需要に追いつかず、新規鉱山開発やリサイクルの進展を考慮しても、銅価格の一層の上昇へつながる可能性がある。実際に、2000年代初頭に1トン当たり2,000ドル程度で推移していた銅地金価格は、2024年には、約10,000ドルと5倍程度の水準になっている。加えて、急速に銅製錬所の設備投資を進める中国に銅鉱石の輸出の65%が集中する中で、各国の政府資本の入る企業も含めて権益確保を進めており、安定的で低廉な長期調達を確保するための権益確保を巡る状況は厳しさを増している。こうした中で、2022年度時点で37.7%にとどまっているベースメタルの自給率について、2030年までに80%以上を達成することを目指し、対応を進めていく。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定)。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等

				の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。																				
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。																				
10	有効性等	①	適用数	(単位: 件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> 【算定根拠】 ※令和4、5年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における実績を引用。 ※令和6年度～令和9年度については、令和4、5年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。							年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	適用件数	1	2	2	2	2	2
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9																		
適用件数	1	2	2	2	2	2																		
		②	適用額	(単位: 億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>259</td><td>149</td><td>204</td><td>204</td><td>204</td><td>204</td></tr></table> 【算定根拠】 ※令和4、5年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における実績を引用。 ※令和6年度～令和9年度については、令和4、5年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。							年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	適用額	259	149	204	204	204	204
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9																		
適用額	259	149	204	204	204	204																		
		③	減収額	(単位: 億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>国税</td><td>60</td><td>35</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr></table>							年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	国税	60	35	47	47	47	47
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9																		
国税	60	35	47	47	47	47																		

			地方税 (法人住民税) 4.2 2.4 3.3 3.3 3.3 3.3
			【算定根拠】 ※令和 4、5 年度については、上記適用額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。 ※令和 6 年度～令和 9 年度については、令和 4、5 年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○石油・天然ガス自主開発比率 令和 4 年度:33.4% 令和 5 年度:37.2% ※令和 6 年度における自主開発比率は調査中であり、最新の時点として令和 5 年度までの数字を記載。 ○鉱物資源(ベースメタル)自給率 令和 4 年度:37.0% 令和 5 年度:34.2% ※令和 6 年度における自給率は調査中であり、最新の時点として令和 5 年度までの数字を記載。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ○石油・天然ガスの自主開発比率(令和 4,5 年度)の算定根拠は以下のとおり。 石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 (自主開発引取量(海外) + 国内生産量) ÷ (日本の輸入量 + 国内生産量) の計算式で求める。 自主開発引取量はJOGMECのアンケートにより算出。輸入量及び国内生産量については資源・エネルギー統計により算出。 ○鉱物資源(ベースメタル)(令和 4,5 年度)の算定根拠は以下のとおり。 自給率 = (我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量) ÷ 国内需要量 ※計算式には、地金(銅、鉛、亜鉛、錫)ごとの加重平均等の補正より複雑に計算しているために省略する。 (出典:経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査)
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るも

			のである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和 3 年度～令和 5 年度の平均で 2 社、また、本制度の適用額は、令和 3 年度～令和 5 年度の平均で約 164 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 25 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）
			《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	石油・天然ガスや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えているため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5 年）を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じ独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。 我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。 なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度）がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない（租税特別措置法第 58 条第 13 項）。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和5年8月(R5経産04)
----	------------------------	----------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 21・地方税 14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第 55 条の 3 第 1 項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 2 第 1 項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第 55 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、機構)に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)
			《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長する
			《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 4 の 2
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 29 年 4 月 創設 (同年 10 月 改正機構法の施行) 令和 2 年度 延長 令和 5 年度 延長
8	適用又は延長期間		令和 8 年度～令和 10 年度
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てること

			により、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。																											
			《政策目的の根拠》 機構法第 45 条第 1 項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者（廃炉等実施認定事業者）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。																											
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																											
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和 3 年 8 月主務大臣認定）において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。																											
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。																											
10	有効性等	① 適用数	適用数 <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>1</td><td>※</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>1</td><td>※</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>1</td><td>※</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>1</td><td>※</td></tr></table> 【算定根拠】 ※本措置は事故炉の廃炉を実施する事業者に対して適用されるため、今後新たに事故炉の廃炉を実施する事業者の見通しはお示しするものとして馴染まないことから、現行適用件数のみを記載。	令和 2 年度	1		令和 3 年度	－		令和 4 年度	－		令和 5 年度	1		令和 6 年度	1		令和 7 年度	1	※	令和 8 年度	1	※	令和 9 年度	1	※	令和 10 年度	1	※
令和 2 年度	1																													
令和 3 年度	－																													
令和 4 年度	－																													
令和 5 年度	1																													
令和 6 年度	1																													
令和 7 年度	1	※																												
令和 8 年度	1	※																												
令和 9 年度	1	※																												
令和 10 年度	1	※																												
		② 適用額	適用額（百万円） <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>168,898</td><td></td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>－</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>－</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>9,168</td><td></td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>11,200</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>29,100（見込み）</td><td>※2</td></tr></table>	令和 2 年度	168,898		令和 3 年度	－	※1	令和 4 年度	－	※1	令和 5 年度	9,168		令和 6 年度	11,200	※2	令和 7 年度	29,100（見込み）	※2									
令和 2 年度	168,898																													
令和 3 年度	－	※1																												
令和 4 年度	－	※1																												
令和 5 年度	9,168																													
令和 6 年度	11,200	※2																												
令和 7 年度	29,100（見込み）	※2																												

			令和 8 年度 - ※3 令和 9 年度 - ※3 令和 10 年度 - ※3																																																							
			【算定根拠】 出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※1 当該年度について適用額は 0 円。 ※2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの報告値 ※3 令和8年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。																																																							
	③	減収額	<table><tr><td></td><td colspan="3">減収額(百万円)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>法人税</td><td>法人住民税</td><td>法人事業税</td><td></td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>39,184</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>2,100</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>2,600</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>6,700(見込)</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr></table> 【算定根拠】 ※1 当該年度について適用額は 0 円。 ※2 令和 8 年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。 ※3 なお、減収額は概算的に損金算入額×法人税率で計算しているが、実際の減収額は租特適用前の法人税額と租特適用後の法人税額の差となる。		減収額(百万円)					法人税	法人住民税	法人事業税		令和 2 年度	39,184	-	-		令和 3 年度	—	-	-	※1	令和 4 年度	—	-	-	※1	令和 5 年度	2,100	-	-		令和 6 年度	2,600	-	-		令和 7 年度	6,700(見込)	-	-	※2	令和 8 年度	—	-	-	※2	令和 9 年度	—	-	-	※2	令和 10 年度	—	-	-	※2
	減収額(百万円)																																																									
	法人税	法人住民税	法人事業税																																																							
令和 2 年度	39,184	-	-																																																							
令和 3 年度	—	-	-	※1																																																						
令和 4 年度	—	-	-	※1																																																						
令和 5 年度	2,100	-	-																																																							
令和 6 年度	2,600	-	-																																																							
令和 7 年度	6,700(見込)	-	-	※2																																																						
令和 8 年度	—	-	-	※2																																																						
令和 9 年度	—	-	-	※2																																																						
令和 10 年度	—	-	-	※2																																																						
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和 3 年 8 月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、滞りなく捻出されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 経済産業省 HP、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 HP 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額の負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施することができている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】																																																							

			経済産業省 HP、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 HP
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本制度は事故炉が対象であるため、適用事業者数は現状1者のみである。
		⑤ 税収減を是認する理由等	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	適用事業者の事故炉の廃炉については、国からの補助無しで適用事業者自らが費用を捻出し、実施することが原則である。長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長」は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額について、収入金額から控除される措置である。当該措置は、電気供給業に収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。 他方、本措置は炉心等除去準備金について、積立時に損金算入をするという、課税繰り延べの措置であり、前者措置とは性質の異なるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解		機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F 問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016 年 12 月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017 年 2 月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016 年 12 月 20 日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 04)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 26) (法人住民税：義) (地方税 30)
② 上記以外の税目		(所得税：外) (国税 26)	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる民間研究開発投資を促す仕組みとする。 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、イノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットINGな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の

		延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等 《関係条項》 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4
5	担当部局	経済産業省イノベーション・環境局研究開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分され

			るソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで） ・令和5年度改正にて、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） ・令和6年度改正にて、試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
8	適用又は延長期間		○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間））
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

			《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画 [令和 3 年 3 月 26 日閣議決定] 第 3 章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] 第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となる AI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域へ
--	--	--	--

			の一貫通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一貫通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 ○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く 2040 年の産業構造 ～ [令和 7 年 6 月 3 日] IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一貫通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会 中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策 ～ [令和 7 年 4 月 17 日] 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化(予算、
--	--	--	--

			研究開発税制等) ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等) ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等) ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等) ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等) ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 <具体的施策> ～略～ ・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等)、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円(5 年間)にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) ○2026 年度以降の目標 2026 年度(令和 8 年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置の目標についても同計画を踏まえ設定する。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円(5 年間)にする。(本措置の適用期間(3 年間)における目標は約 72 兆円)

			(2026 年度(令和 8 年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 2024 年(令和6年)科学技術研究調査(総務省)																												
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究費の推移(兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度 ※</td><td>2025 年度 ※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021 ~2025 年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024 年度は評価書作成時点(令和 7 年 8 月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費(兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典:2024 年(令和 6 年)科学技術研究調査(総務省)] ・本措置により、事業者は試験研究費の一定割合を税額から控除できるメリットを享受できるため、研究開発投資の維持・拡大やオープンイノベーションを促進するインセンティブとなる。 我が国全体の研究開発投資の大層を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 ・日本の研究開発税制に関する主な検証として、Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)が導入されなかった場合、2003 年度の日本全体の研究開発投資が 3.0~3.4%低下していたとしている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ~2025 年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ~2025 年度)																								
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																								
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度																										
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																										
10	有効性等	① 適用数	○適用件数実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分) <一般型> 令和 4 年度 8,014 件(4,091 件) ※ 令和 5 年度 9,047 件(4,910 件) ※																												

			令和 6 年度 9,073 件(4,927 件)(見込み) 令和 7 年度 9,073 件(4,927 件)(見込み)						
			<中小企業技術基盤強化税制> 令和 4 年度 5,636 件(5,624 件) 令和 5 年度 5,638 件(5,624 件) 令和 6 年度 5,654 件(5,638 件)(見込み) 令和 7 年度 5,654 件(5,638 件)(見込み)						
			<オープンイノベーション型> 令和 4 年度 2,752 件(1,728 件) ※ 令和 5 年度 3,120 件(1,974 件) ※ 令和 6 年度 2,915 件(1,844 件)(見込み) 令和 7 年度 2,915 件(1,844 件)(見込み)						
			※ 令和 3 年度までの連結納税制度では、税務申告における適用額明細書は親法人のみ提出されていたが、令和 4 年度よりグループ通算制度が開始され、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。これに伴い、租税特別措置の適用実態調査においても、令和 3 年度までと令和 4 年度以降では適用件数の前提が異なり、令和 4 年度以降は適用件数が大幅に増加している。前回評価時(令和 4 年 8 月)は、令和 3 年度までの連結納税制度の適用実績を基に試算を行っているため、予測値と実績値に乖離が生じている。						
			○将来推計 <令和 8 年度> ・一般型・戦略技術領域型 9,073 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 5,654 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 3,613 件／事業年度						
			<令和 9 年度> ・一般型・戦略技術領域型 9,073 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 5,654 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 3,613 件／事業年度						
			<令和 10 年度> ・一般型・戦略技術領域型 9,073 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 5,654 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 3,613 件／事業年度						
			○業種別適用件数(実績) 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも以下のとおり幅広い業種の企業で適用されている。						
			○令和 5 年度一般型適用件数						
			<table><tr><td>業種名</td><td>適用件数</td><td>(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)			
業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)							

			総計	9,047	4,910
			製造業	4,273	1,813
			食料品	484	236
			化学工業	594	178
			金属製品	276	134
			機械製造業	478	178
			電気機械	443	171
			輸送用機械	345	111
			その他	1,653	805
			卸売業	1,014	588
			サービス業	1,760	1,249
			その他	2,000	1,260
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			○令和５年度中小企業技術基盤強化税制適用件数		
			業種名	適用件数	(うち資本金１億円以下の法人)
			総計	5,638	5,624
			製造業	3,412	3,410
			食料品	312	311
			化学工業	427	426
			金属製品	406	406
			機械製造業	462	462
			電気機械	399	399
			輸送用機械	141	141
			その他	1,265	1,265
			卸売業	845	839
			サービス業	843	843
			その他	538	532
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			○令和５年度オープンイノベーション型適用件数		
			業種名	適用件数	(うち資本金１億円以下の法人)
			総計	3,120	1,974
			製造業	1,245	656
			食料品	147	86
			化学工業	154	57
			金属製品	73	50
			機械製造業	120	61
			電気機械	159	74
			輸送用機械	109	39

			その他	483	289
			卸売業	367	258
			サービス業	775	603
			その他	733	457
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、令和 5 年度の適用は 3 人(適用金額 21 百万円)となっている。近年の本措置の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。		
			【算定根拠】 ・令和 4 年度、令和 5 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ・令和 6 年度は「令和 7 年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ・令和 7 年度～令和 10 年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした上で、令和 8 年度税制改正要望の影響を加味し算出している。		
②	適用額		【国税】 ○減収額実績 ＜一般型＞ 令和 4 年度 7,255 億円(422 億円) 令和 5 年度 8,994 億円(542 億円) 令和 6 年度 9,020 億円(546 億円)(見込み) 令和 7 年度 9,020 億円(546 億円)(見込み) ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 4 年度 241 億円(237 億円) 令和 5 年度 258 億円(250 億円) 令和 6 年度 258 億円(250 億円)(見込み) 令和 7 年度 258 億円(250 億円)(見込み) ＜オープンイノベーション型＞ 令和 4 年度 141 億円(12 億円) 令和 5 年度 226 億円(14 億円) 令和 6 年度 212 億円(13 億円)(見込み) 令和 7 年度 212 億円(13 億円)(見込み) ○将来推計 ＜令和 8 年度＞ ・一般型・戦略技術領域型 9,072 億円 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 276 億円 ・オープンイノベーション型 346 億円		

			<令和 9 年度> ・一般型・戦略技術領域型 10,768 億円 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 305 億円 ・オープンイノベーション型 348 億円 <令和 10 年度> ・一般型・戦略技術領域型 11,188 億円 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 346 億円 ・オープンイノベーション型 348 億円 【地方税】 ○減収額実績 <中小企業技術基盤強化税制> 令和 5 年度 18 億円 令和 6 年度 18 億円(見込み) 令和 7 年度 18 億円(見込み) <オープンイノベーション型> 令和 5 年度 0.96 億円 令和 6 年度 0.84 億円(見込み) 令和 7 年度 0.84 億円(見込み) (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ○将来推計 <令和 8 年度> ・中小企業技術基盤強化税制 19 億円 ・オープンイノベーション型 1.5 億円 <令和 9 年度> ・中小企業技術基盤強化税制 21 億円 ・オープンイノベーション型 1.5 億円 <令和 10 年度> ・中小企業技術基盤強化税制 25 億円 ・オープンイノベーション型 1.5 億円 ※国税における適用額の推計のうち、資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた額により算出。 ○業種別適用実績 業種別の適用金額では、一般型は輸送用機械の割合が約 25.2%、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型では化学工業の割合がそれぞれ約 17.1%、約 48.3%と最も高くなっている。 ○令和 5 年度一般型適用金額 (単位:百万円) <table><tr><th>業種名</th><th>適用金額</th><th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)			
業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)							

			総計	899,445	54,237
			製造業	733,767	27,933
			食料品	22,648	1,467
			化学工業	129,315	4,553
			金属製品	6,997	922
			機械製造業	66,151	2,906
			電気機械	79,377	4,064
			輸送用機械	226,360	1,970
			その他	202,919	12,050
			卸売業	56,083	9,500
			サービス業	33,566	8,376
			その他	76,029	8,427
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			○令和５年度中小企業技術基盤強化税制適用金額		
			(単位：百万円)		
			業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
			総計	25,762	25,021
			製造業	18,653	18,207
			食料品	1,511	1,507
			化学工業	4,409	3,967
			金属製品	1,655	1,655
			機械製造業	2,635	2,635
			電気機械	1,723	1,723
			輸送用機械	759	759
			その他	5,961	5,961
			卸売業	3,476	3,187
			サービス業	2,409	2,409
			その他	1,224	1,218
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			○令和５年度オープンイノベーション型適用金額		
			(単位：百万円)		
			業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
			総計	22,645	1,379
			製造業	18,400	596
			食料品	366	35
			化学工業	10,931	312
			金属製品	40	26

			機械製造業	819	48															
			電気機械	671	27															
			輸送用機械	515	13															
			その他	5,057	134															
			卸売業	739	238															
			サービス業	478	217															
			その他	3,029	329															
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)																	
			※なお、総務省「科学技術研究調査」令和6年調査結果(令和5年度実績)によれば、民間研究開発投資額(18.0兆円)のうち、製造業の割合は86.6%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(28.3%)」、「医薬品製造業(13.0%)」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業(7.3%)」、「化学工業(6.2%)」となっているほか、非製造業の割合は13.4%となっている。																	
			【算定根拠】 ・令和4年度、令和5年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ・令和6年度は、「令和7年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ・令和7～10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした上で、令和8年度税制改正の影響を加味し算出している。																	
③	減収額	適用額に同じ。																		
		【算定根拠】 適用額に同じ。																		
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度※</td><td>2025年度※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021～2025年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024年度は評価書作成時点(令和7年8月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)											
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120													

企業の自己負担研究費（兆円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
企業	15.7	17.0	18.0	-	-

[出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）]

達成目標に対する将来の効果（試算）（兆円）

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	合計	目標値 （2026 ～2028 年度）
総額	(23.4)	(23.4)	(23.4)	70.2	72

※2026 年度以降は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、2024 年度推計値と同数としている。

○所期の目標の達成状況

官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）であり、達成には至っていない。

目標との乖離について、科学技術・イノベーション基本計画の進捗状況・レビュー（内閣府）によれば、研究開発投資のうち7割を占める企業の研究費の伸びが他の主要国と比べて小さく、改めて、企業の研究開発投資を促進するための方策を検討する必要性が挙げられている。また、我が国の研究力に関しては、研究の生産性、研究に充てる時間、研究人材の数等が課題・論点に挙げられている。

企業の研究開発投資額について、2023 年度の最新の実績では、前年比で約 1.0 兆円増加し、過去 20 年間で最高となったが、更に増加させていくことが必要な状況。研究開発税制は国内外の研究において企業の研究開発投資額に対する正の効果が認められており、所要の重点化等を図った上で、引き続き、実施していく必要がある。

○達成目標の変更理由

所期の達成目標として引用している第 6 期科学技術・イノベーション基本計画は 2025 年度で終期となるが、2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められている。本措置の目標についても新たな計画を踏まえ、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で達成目標を設定する。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

2024 年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

・令和 5 年度に総務省行政評価局が行った租特の効果検証に関する

			調査研究において、本措置の特徴として、直接的な因果メカニズムを前提に分析を行っても実態に即した効果が把握できないことに留意が必要等の指摘がなされている。学識経験者の見解としても、エビデンスレベルの高い適用群と非適用群の比較検証は困難との見解が示されている。 このため、研究開発に係る企業内部での意思決定過程において本措置がどのように機能しているかを明らかにするため、定性分析として、企業の CTO 等に対するヒアリング調査により、直接的効果を把握した。 ○研究開発税制が企業の研究開発投資の意思決定に与える影響（定性分析） ・研究開発税制の恩恵は大きい。税制の適用状況を含め役員等に報告している。事業戦略の中でも検討されている。 ・研究開発税制の適用金額をまとめて幹部に説明している。本税制により営業キャッシュフローの改善に繋がっている。研究開発税制が研究投資額を増加するインセンティブになっている。 ・研究開発税制の一般型を適用しており、それが前提となり研究開発投資をしている。研究開発投資の規模拡大には寄与していると思う。 ・景気が悪化した際に縮小の抑制になる、税制が下支えになる機能は過去あったと思う。 ・研究開発費が P/L に計上される以上は業績の影響をどうしても受け、企業の研究開発部門は投資対効果を示すことが強く求められる現状がある。このような中で、研究開発税制は企業の研究開発投資マインドを後押しする非常に有効な施策であることは間違いない。企業が持続的なイノベーション活動を展開する上で、研究開発税制の長期的な維持と安定性の確保が必要。 ・新規の事業に取り組むかどうかなど悩んだ際に、費用の面で背中を押し てくれる制度として、ありがたいと思っている。 ・研究費の内容は約半分が人件費。研究開発費を増やしたいし、特に博士人材を採用したいと思うが、人件費の要素が大きく増やすことにはためらいもあるため、研究開発税制はありがたい。 ・研究開発税制が縮減されれば、P/L への影響を考慮し、リスクが相対的に高い研究開発、例えば、基盤的な研究開発や中長期を見据えた研究開発の縮減検討をせざるを得ない。日本全体の研究開発力にボディーブローのような影響が出てくる可能性。 ・ステークホルダーに対し、なぜ日本で研究開発を実施するのかの説明を求められる。研究開発税制による効果も加味した投資対効果によって採算等を説明している。現状、日本で研究開発を実施し、マザー工場を立ち上げ、必要に応じ海外も含め生産機能を展開しているが、日本での研究開発の投資対効果が悪くなれば、程度にもよるが、中小企業含むサプライヤーとのすり合わせに強みのある日本以外での研究を求められる可能性も考慮せざるを得ない。 ・日本以外の国・地域から研究開発拠点の立地誘致が来る。営業利益が赤字でも研究開発税制によって採算がトントン程度になる国等、人件費の半額程度を賄ってくれる国等もある。
--	--	--	--

			○アンケート調査 ・アンケート調査において、本措置が研究開発投資の維持・拡大の後押しになっているか等を調査したところ、研究開発税制の適用を受けた回答企業のうち、一般型は約 74% (168 社)、オープンイノベーション型では約 74 % (60 社) が、自社の研究開発投資の維持・拡大に対して、本措置が大いに後押しとなっている又は後押しとなっていると回答している。 ・また、研究開発税制がどのような行動の後押しをしているかについての設問では、売上高増加に合わせて研究開発を増加させる後押しになっているとの回答が 15% (35 社)、社内での研究開発予算確保の後押しになっているとの回答が 16% (37 社)、研究開発費の減少幅を抑制する後押しになっているとの回答が 9% (22 社)、となっている。その他の回答としても、新たな研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 59% (139 社)、基礎的・長期的な研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 57% (134 社)、研究人材確保の後押しとなっているとの回答が 22% (52 社) となっている(複数回答可)。本措置が直接的に研究開発投資の維持・拡大の契機となっていることを確認している。 ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 ・本措置の分析にあたっては、上述のとおり、エビデンスレベルの高い租特適用群と非適用群を創出した統計的手法による分析には限界があることから、ヒアリング調査及びアンケート調査により、本措置による企業活動の変化の有無を把握している。 ・いずれも本措置の効果のみを対象として調査を行っており、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本措置のみによる直接的効果が把握されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 令和 7 年度経産省アンケート調査 (有価証券報告書等で研究開発費を開示している上場企業 2,500 社に対してアンケートを実施 (令和 7 年 8 月 14 日時点)) 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	企業が行う研究開発投資は、将来の経済成長の礎となるものであり、その成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いもの。また、仮に成果を生んだとしても、競合他社に真似をされ、ただ乗りされてしまう可能性もあり、企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)を持つなどの公共財的な性質を有するものである。 科学技術・イノベーション基本法第 20 条においては、「国は、我が国の科学技術活動及びイノベーションの創出に係る活動において民間事業者が果たす役割の重要性に鑑み、民間事業者の自主的な努力を助長することによりその研究開発及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出を促進するよう、必要

			な施策を講ずるものとする」とされており、国は、大企業も含む民間事業者の果たす重要性に鑑み、必要な施策を講ずる必要がある。なお、多くの国が、研究開発税制のような制度により、大企業・中小企業にかかわらず、企業の研究開発投資への税制措置を行っているが、OECD は、税制を活用し、企業が研究開発に投資するための財政的インセンティブを提供していることについて、 「先端的な知識やその応用への追加的投資は外部波及効果や高い不確実性を伴うため、企業自身が得られる利益を超える恩恵をもたらす可能性があり、それが税の恩典の正当化につながる。」と報告している。 なお、研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で延長をすることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。 規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。

			研究開発段階においては、これまで、基本的に、予算措置では重要分野を相対的に高いインセンティブで支援し、研究開発税制では分野を問わず民間の創意工夫を促すようなインセンティブで後押しを行ってきた。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要である。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。 実際、OECD (Appelt, S. et al. (2016))においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致する。 一方で、「科学とビジネスの近接化」の時代に入り、各国は戦略的に重要な技術領域を選定し、政策リソースを重点投下しており、我が国においても、国家として重要な技術分野を特定し、政策リソースを重点投下し、研究開発を含めた一気通貫支援を講じていくことも必要となっている。 研究開発税制に、既存の一般型等とは別に、戦略技術領域を対象とする新類型を創設し、高控除率・別枠控除上限といったインセンティブ性を高めることにより、①新規参入・異業種参入・汎用技術適用も含め、戦略技術領域への民間の研究開発投資を誘発し、重点投資を加速、②予見可能性を確保しつつ、戦略技術領域における民間企業による機動的な創意工夫の引出し、③黒字化・利益増大努力のインセンティブ、といった効果が期待できる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月 (R4 経産 08)

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

◇一般型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の一般型の適用件数は 9,047 件。令和 7 年度経産省アンケートで令和 5 年度の適用有無及び令和 6 年度の適用有無を回答した企業のうち、令和 5 年度の一般型の適用事業者数は 224 法人（件）であり、カバー率は約 2.48%。
(カバー率：224 件÷9,047 件＝2.48 %)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和 6 年度の一般型の適用予定件数 225 件を割り戻して得られた数 9,073 件を、現行制度の令和 6 年度における一般型の適用見込事業者数とした。
令和 7～10 年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした。
(225 法人÷2.48%＝9,073 件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の一般型の適用実績は 899,445 百万円（9,047 件）。
2. 令和 5 年度の一般型の 1 件あたりの平均金額は、99.42 百万円。
(平均額：899,445 百万円÷9,047 件＝99.42 百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和 6 年度の適用見込事業者数（9,073 件）に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 902,038 百万円を、令和 6 年度における一般型の減収見込額とした。
令和 7～10 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(9,073 件×99.42 百万円＝902,038 百万円)

◇中小企業技術基盤強化税制 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の中小企業技術基盤強化税制の適用件数は 5,638 件。
2. 経産省アンケートで推計した一般型の適用見込み数 9,073 件は、令和 5 年度の適用件数 9,047 件に対して増加率は 100.29%。
令和 5 年度の中小企業技術基盤強化税制の適用事業者数の 5,638 件に対して 100.29% を掛け合わせて得られた 5,654 法人を現行制度の令和 6 年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とした。
令和 7～10 年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした。
(一般型の増加率：9,073 件÷9,047 件＝100.29%)。
(中小企業技術基盤強化税制：5,638 件×100.29%＝5,654 件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の中小企業技術基盤強化税制の適用実績は 25,762 百万円（5,638 件）。
2. 令和 5 年度の中小企業技術基盤強化税制の 1 件あたりの平均金額は、4.57 百万円。
(平均額：25,762 百万円÷5,638 件＝4.57 百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和 6 年度の適用見込み数（5,654 件）に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 25,839 百万円を、令和 6 年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。
令和 7～10 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(5,654 法人×4.57 百万円＝25,839 百万円)

◇オープンイノベーション型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度のオープンイノベーション型の適用件数は3,120件。令和7年度経産省アンケートで得られた令和5年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は77法人であり、カバー率は約2.47%。
(カバー率：77法人÷3,120件＝2.47%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和6年度のオープンイノベーション型の適用予定事業者数72法人を割り戻して得られた数2,915件を、令和6年度におけるオープンイノベーション型の適用見込み数とした。
令和7～10年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
(72法人÷2.47%＝2,915件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度のオープンイノベーション型の適用実績は22,645百万円(3,120件)。
2. 令和5年度のオープンイノベーション型の1件あたりの平均金額は、7.26百万円。
(平均額：22,645百万円÷3,120件＝7.26百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和6年度の適用見込事業者数(2,915件)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた21,163百万円を、令和6年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
令和7～10年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(2,915件×7.26百万円＝21,163百万円)

◇令和 8 年度税制改正に伴う影響

○適用事業者数の見込（将来推計）

<一般型・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 増減なし (9,073 件の内数)

令和 9 年度 : 増減なし (9,073 件の内数)

令和 10 年度 : 増減なし (9,073 件の内数)

<中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 増減なし (5,654 件の内数)

令和 9 年度 : 増減なし (5,654 件の内数)

令和 10 年度 : 増減なし (5,654 件の内数)

<オープンイノベーション型>

令和 8 年度 : 698 件

令和 9 年度 : 698 件

令和 10 年度 : 698 件

○減収額の見込（将来推計）

<一般型・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 52 億円

令和 9 年度 : 1,748 億円

令和 10 年度 : 2,168 億円

<中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型>

令和 8 年度 : 18 億円

令和 9 年度 : 47 億円

令和 10 年度 : 88 億円

<オープンイノベーション型>

令和 8 年度 : 134 億円

令和 9 年度 : 136 億円

令和 10 年度 : 136 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 27) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 31)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税 27)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除(中小企業者等の場合は最大 14%)又は 50%の特別償却を措置。 《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長する。(令和9年度末まで) ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の五 租税特別措置法施行令第五条の六の五 租税特別措置法施行規則五条の十二の二 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の六 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六 租税特別措置法施行規則第二十条の十の二
5	担当部局		経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度 創設 令和6年度 延長、拡充(炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化)
8	適用又は延長期間		2年間延長(令和9年度末まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い

			投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。
			《政策目的の根拠》 第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」ことが決定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日） 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和 3 年度：0 件 令和 4 年度：2 件 令和 5 年度：2 件 令和 6 年度：0 件 税額控除 令和 3 年度：6 件 令和 4 年度：51 件 令和 5 年度：84 件 令和 6 年度：5 件

			○見込み 特別償却 令和7年度:0件 令和8年度:1件 令和9年度:1件 税額控除 令和7年度:6件 令和8年度:6件 令和9年度:6件
			【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
	②	適用額	○実績 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:12 億円 令和5年度:0.4 億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.9 億円 令和4年度:45 億円 令和5年度:102 億円 令和6年度:0.3 億円 ○見込み 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:3億円 令和9年度:3億円 税額控除 令和7年度:27 億円 令和8年度:27 億円 令和9年度:27 億円
			【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の

			平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
	③	減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:3億円 令和5年度:0.1 億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.9 億円 令和4年度:45 億円 令和5年度:102 億円 令和6年度:0.3 億円 ●法人住民税 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:0.2 億円 令和5年度:0.01 億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.06 億円 令和4年度:3億円 令和5年度:7億円 令和6年度:0.02 億円 ○見込み ●法人税 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:0.7 億円 令和9年度:0.7 億円 税額控除 令和7年度:27 億円 令和8年度:27 億円 令和9年度:27 億円 ●法人住民税 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:0.05 億円 令和9年度:0.05 億円 税額控除 令和7年度:2億円

			令和8年度:2億円 令和9年度:2億円
			【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(特別償却額は適用額に法人税率 23.2%を乗じて推計) ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計 ・法人住民税は、法人税の減収額に法人住民税率7%を乗じて算出 ・法人事業税は、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難
			④ 効果 《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 環境省報道発表資料「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について(2025年4月25日)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO₂排出量の減少に寄与していく。 定量的な分析としては、以下のとおり。 ○実績 令和3年度～令和5年度までの認定案件(157件)において、約150万t-CO₂の削減効果があった。(精査中) ○見込み 令和6年度の認定案件(11件)と令和7年度の認定見込み案件(14件)において、これまでの実績と同程度と仮定すると、約24万t-CO₂の削減効果が見込まれる。(精査中) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 事業適応計画の申請書及び実施状況報告書
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

		⑤ 税込減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	2030年度温室効果ガス46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現という野心的な目標を達成するためには、予算、税制、規制等あらゆる政策を動員する必要がある。これまで、例えば、予算措置であれば、グリーンイノベーション基金を活用したCO2削減等に資する技術・製品等の研究開発・実証等を支援しているほか、省エネルギー投資促進支援事業費補助金では省エネ性能の高い設備への更新等にかかる経費の一部を補助している。令和3年度に措置された「カーボンニュートラル投資促進税制」は、予算措置と異なり、一定の要件を満たす企業であれば、税制の適用を受けることができるため、より広範囲の企業の脱炭素化に向けた取組を促進している。なお、本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5経産06)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 28・地方税 32 (自動連動)) (法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義)
		② 上記以外の税目	(国税 28・地方税 32 (自動連動)) (所得税：外、個人住民税：外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。
			《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の

			延長（令和４年３月末まで） 令和４年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で２年間の延長（令和７年３月末） 令和６年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が３００人を超えるものを除外したうえで２年間の延長（令和８年３月末）
８	適用又は延長期間		令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで
９	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の７割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	７．中小企業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が３０％程度、それ以外の企業における当該比率が１６％程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が２０％以下の水準に到達することを目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。
１０	有効性等	① 適用数	令和元年度 ５８６,０１３ 件 令和２年度 ６４３,０６９ 件

		令和 3 年度 665,130 件 令和 4 年度 653,858 件 令和 5 年度 657,884 件 令和 6 年度 682,226 件（推計） 令和 7 年度 707,468 件（推計） 令和 8 年度 733,644 件（推計） 令和 9 年度 760,789 件（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和 5 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和 6 年度～令和 9 年度は平成 29 年度～令和 5 年度の適用件数実績から平均伸び率（3.7%）を算出し、試算。
	② 適用額	令和元年度 3,415 億円 令和 2 年度 3,607 億円 令和 3 年度 3,751 億円 令和 4 年度 3,636 億円 令和 5 年度 3,728 億円 令和 6 年度 3,862 億円（推計） 令和 7 年度 4,001 億円（推計） 令和 8 年度 4,145 億円（推計） 令和 9 年度 4,295 億円（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和 5 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和 6 年度～令和 9 年度は平成 29 年度～令和 5 年度の適用額実績から平均伸び率（3.6%）を算出し、試算。
	③ 減収額	

				<table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr><tr><td>R1</td><td>325</td><td>23</td><td>134</td></tr><tr><td>R2</td><td>316</td><td>22</td><td>131</td></tr><tr><td>R3</td><td>342</td><td>24</td><td>141</td></tr><tr><td>R4</td><td>337</td><td>24</td><td>139</td></tr><tr><td>R5</td><td>349</td><td>24</td><td>144</td></tr><tr><td>R6</td><td>362</td><td>25</td><td>150</td></tr><tr><td>R7</td><td>375</td><td>26</td><td>155</td></tr><tr><td>R8</td><td>389</td><td>27</td><td>161</td></tr><tr><td>R9</td><td>404</td><td>28</td><td>167</td></tr></table>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	337	24	139	R5	349	24	144	R6	362	25	150	R7	375	26	155	R8	389	27	161	R9	404	28	167
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																									
R1	325	23	134																																									
R2	316	22	131																																									
R3	342	24	141																																									
R4	337	24	139																																									
R5	349	24	144																																									
R6	362	25	150																																									
R7	375	26	155																																									
R8	389	27	161																																									
R9	404	28	167																																									
				単位: 億円																																								
				※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。																																								
				【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の法人税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)を基に財務省試算。 ※令和6年度～令和9年度は毎年3.7%(平成29年度～令和5年度の適用件数の平均伸び率)伸びると仮定し、試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。																																								
	④ 効果			《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。 売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率 令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% 令和4年度 29.8% 令和5年度 29.5% 令和6年度 29.9% (参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% 令和4年度 15.5% 令和5年度 16.0% 令和6年度 16.1%																																								

			(出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5経産10)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 30) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 90%・75%・70%・60%))を認める。
			《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和 11 年3月 31 日までとする。
			《関係条項》 租税特別措置法第 37 条第1項第3号、第 37 条の4、第 65 条の7第1項第3号、第 65 条の8、第 65 条の9
5	担当部局		経済産業政策局企業行動課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和3年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 6年度 創設 平成 7年度 延長 平成 8年度 延長・拡充 平成 9年度 延長・拡充 平成 10 年度 延長・拡充 平成 13 年度 延長 平成 16 年度 延長 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 延長 平成 24 年度 延長・縮減 平成 27 年度 延長・縮減 平成 29 年度 延長 令和 2年度 延長 令和 5年度 延長(繰延率を一部見直し)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年度～令和 10 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図る。
			《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月 13 日閣議決定)において、「国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する」とこととされている。

			本特例は、事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長に寄与するものであり、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造の構築に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																											
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																											
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	・法人の長期保有土地の取引件数(令和5年:6.4万件→令和10年:6.9万件) ・法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合(令和元年:91%→令和10年:おおむね解消)																											
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	長期保有土地の買い換えへのインセンティブを付与することで、事業再編や国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現に寄与する。																											
10	有効性等	① 適用数	○適用数 <table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用件数(件)</td><td>777</td><td>870</td><td>857</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td></tr></table> 【算定根拠】 ・実績値(令和3年度～令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度～令和5年度の適用件数の平均。		令和3	4	5	6	7	8	9	10	適用件数(件)	777	870	857	835	835	835	835	835									
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																						
適用件数(件)	777	870	857	835	835	835	835	835																						
		② 適用額	○適用額 <table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>損金算入額(億円)</td><td>4,194</td><td>4,311</td><td>4,894</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td></tr></table> 【算定根拠】 ・実績値(令和3年度～令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度～令和5年度の損金算入額の平均。		令和3	4	5	6	7	8	9	10	損金算入額(億円)	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467									
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																						
損金算入額(億円)	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467																						
		③ 減収額	○減収額 <table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>法人税(億円)</td><td>800</td><td>817</td><td>966</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td></tr><tr><td>法人住民税(億円)</td><td>68</td><td>70</td><td>79</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td></tr></table>		令和3	4	5	6	7	8	9	10	法人税(億円)	800	817	966	861	861	861	861	861	法人住民税(億円)	68	70	79	73	73	73	73	73
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																						
法人税(億円)	800	817	966	861	861	861	861	861																						
法人住民税(億円)	68	70	79	73	73	73	73	73																						

		法人事業税 (億円)	276	274	323	291	291	291	291	291
		【算定根拠】 ・推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より算出。								
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》								
			令和 3	4	5	6	7	8	9	10
		法人の長期保有土地の取引件数(万件)	7	6.8	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9
		(参考)土地取引件数(万件)	133	130	129	132	134	136	138	140
		低未利用土地面積(万ha) ※平成20年から平成30年までの増加傾向が継続すると仮定した場合の推計値。括弧内の数値は達成目標。	20.9 (19.9)	21.6 (20.3)	22.3 (20.6)	23.0 (20.9)	23.7 (21.3)	24.3 (21.6)	25.0 (22.0)	25.7 (22.3)
		(※)令和3～6年における法人の長期保有土地取引件数は以下のとおり推計している。 ①令和3年、令和4年、令和5年、令和6年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約133万件、約130万件、129万件、132万件(※1)。 ②①のうち、法人が売主となる土地取引の割合は約37%(※2) ③②のうち、保有年が10年以上であった土地の売却の割合は法人売主による土地取引の14.1%、14%、13.4%、13.4%(※3)。 以上より、令和3～6年における法人の長期保有土地取引件数は、全体の土地取引(①)×法人売主割合(②)×10年超保有資産の割合(③) 令和3年＝133万件×37%×14.1%＝約69,587件								

			令和4年＝130 万件×37%×14%＝約 67,587 件 令和5年＝129 万件×37%×13.4%＝約 63,886 件 令和6年＝132 万件×37%×13.4%＝約 65,397 件 また、令和7年以降の法人の長期保有土地の取引件数は以下のとおり推計している。 令和7年以降の全体の売買による土地取引件数については、令和7年 134 万件、令和8年 136 万件、令和9年 138 万件、令和 10 年 140 万件を達成目標としている。法人売主割合(②)と 10 年超保有資産の割合(③)も 2023 年度と同水準であると仮定すると、 令和7年＝134 万件×37%×13.4%＝約 66,338 件 令和8年＝136 万件×37%×13.4%＝約 67,293 件 令和9年＝138 万件×37%×13.4%＝約 68,261 件 令和 10 年＝140 万件×37%×13.4%＝約 69,244 件 となる。 ※1 法務省「登記統計」令和3年、令和4年、令和5年、令和6年分より。 ※2 国土交通省「2024 年土地保有・動態調査(2023 年取引分)」より。 ※3 国土交通省「土地保有・動態調査」では、個人売主がその年に売却した土地の取得時期別件数のみ調査しており、法人売主については、国土交通省「H30 年度土地保有移動調査(H29 年分)」と各年の土地保有・動態調査より割り戻して計算している。また、令和6年度以降については、当該年取引分の土地保有・動態調査が未公表であるため、10 年超保有資産の割合については、2023 年度と同水準であると仮定している。 また、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合について、本特例措置により、不稼働不動産を譲渡して新たに活用する土地を取得することで、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合は増加するため、当該目標の達成に寄与する。なお、令和元年：91%→令和2年：90%→令和3年：92%→令和4年：95%→令和5年：データなし→令和6年：95%と推移しており、令和 10 年にはおおむね解消することを目標としている。 ○所期の目標の達成状況 ・法人の長期保有土地の取引件数 今回評価(令和7年)時から、比較を容易にするため、対象を変更し、10 年以上保有する土地の取引の中でも、地価水準の比較から譲渡益が出る取引に限定しないこととした。なお、前回評価時の対象においても、令和4年：2.7 万件→令和5年：2.6 万件→令和6年 2.8 万件と推移しており、前回評価時に目標としていた 2.9 万件(令和7年)に到達するものと見込まれる。 (※)前回評価時における法人の長期保有土地の取引件数は以下のとおり推計している。 ①令和4年、令和5年、令和6年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約 130 万件、129 万件、132 万件(※1)。 ②①のうち法人が売り主となる土地取引の割合は、38.6%(※2) ③②のうち、保有年が 10 年以上であって、かつ譲渡益が出る昭和 55 年以前から保有する土地の売却を、増加を目指すべき長期保有土地
--	--	--	---

			の譲渡とすると、その割合は法人売主による土地取引の 5.5% (※3)。以上より、前回評価時における令和4～6年の、法人の長期保有土地の取引件数は、全体の土地取引(①) × 法人売主の割合(②) × 10 年超保有で譲渡益が出る割合(③)は、 令和4年 = 130 万件 × 38.6% × 5.5% = 約 26,222 件 令和5年 = 129 万件 × 38.6% × 5.5% = 約 27,355 件 令和6年 = 132 万件 × 38.6% × 5.5% = 約 28,003 件となる。 ※1 法務省「登記統計」令和4年、令和5年、令和6年分より。 ※2 国土交通省「2021 年土地保有・動態調査(2020 年取引分)」より。 ※3 国土交通省「土地保有移動調査(平成 29 年取引分)」より。土地保有移動調査では昭和 60 年以前については年別の割合が明らかでないため、昭和 60 年以前の取引の割合を引用。 ・低未利用地面積 本特例の目的は、土地の有効利用を通じて企業の設備投資を促進することであり、単に低未利用地を有効活用することによる低未利用地面積の増加抑制のみを目的としているものではないため、従前目標としていた法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積については、新たに目標として設定しないものとする。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 〈法人の長期保有土地の取引件数〉 ・法務省「登記統計」: 種類別 土地に関する登記の件数及び個数売買による所有権の移転件数(令和3年～令和6年分) ・国土交通省「土地保有移動調査 (H29 年分)」 ・国土交通省「土地保有・動態調査(2021 年～2023 年分)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人の長期保有土地の取引件数について、本特例措置により、年度平均で 1,745 件の土地取引が喚起されていると推計(※)しており、前回評価時の目標値である令和7年: 2.9 万件的目標に対する本特例措置の寄与度は約 6%である。 本特例措置が延長された場合、適用件数は令和3年～令和5年の平均から平年度 835 件と見込まれるため、法人の長期保有土地の取引件数についても上記推計の効果が継続するものと考えられ、年度平均で 1,745 件の土地取引が喚起される効果があるものと予測される。令和 10 年: 6.9 万件的目標に対する本特例措置の寄与度は(1,745 件 / 6.9 万件) × 100 = 2.5%となる。 ※令和7年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケートを基に、以下の通り推計。 ①アンケート結果より把握した譲渡資産(土地)の取引件数: 318 件、取得資産(土地)の取引件数: 116 件。 ②①の譲渡資産(土地)・取得資産(土地)のそれぞれを財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和 7 年2月国会提出)」の令和3年度～令和5年度の平均適用法人数 835 法人に換算すると、
--	--	--	---

			・譲渡資産(土地): 318 件 × (835/54【アンケートにより把握した適用法人数】) = 約 4,917 件 ・取得資産(土地): 116 件 × (835/54【アンケートにより把握した適用法人数】) = 約 1,793 件 ・譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計: 6,711 件 ③本特例により喚起された土地取引件数を、アンケートにおいて「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(=26%)より推計: (4,917 件 × 26%) + (1,793 件 × 26%) = 1,745 件 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・令和7年国土交通省・経済産業省実施「特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査」 ・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等の買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例措置の目的を達成するために効果的である。 本特例措置により、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところである。また、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地方における新たな設備投資を促進することで、地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(国交 15)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 令和3年度に創設された全国調整スキームにより、電気事業法上の広域系統整備計画に基づいて一般送配電事業者または送電事業者が系統整備を行う場合、建設期間中および運転開始後に発生する減価償却費等の費用(以下、「全国調整スキーム対象費」という)は、全国(沖縄電力を除く)9社の一般送配電事業者がそれぞれのエリアの託送料金に転嫁し、各エリアで回収した資金が事業実施主体たる一般送配電事業者および送電事業者(以下、「事業実施主体」という)に払い渡されることとなる。全国調整スキームにおいては、運転開始後から費用回収を行うところ、令和8年度から費用回収が始まる予定。また、全国調整スキーム対象となる一部の広域系統整備計画については建設期間中からの費用回収を認める制度も今後新設する方向で「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ」で議論が進められているところ。電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である各事業年度の収入金額のうち、上記全国調整スキームに基づいて、一般送配電事業者から事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を対象とする。 《要望の内容》 全国調整スキームにおいては、全国調整スキーム対象費に相当する金額が、「一般送配電事業者が自エリアに割り当てられた全国調整スキーム対象費を回収する時点」及び「回収された費用が事業実施主体に支払われる時点」で収受側と支出側いずれの法人でも課税標準を構成する結果として、二重課税が発生することとなる。二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するため、一般送配電事業者の課税標準たる収入金額から、事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を控除する。 《関係条項》 電気事業法 第二十八条の四十八 広域的運営推進機関に関する省令 第十七条第三項 令和三年三月十日経済産業省告示第三十六号 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件
5	担当部局		資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力流通室

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 2025 年 8 月 分析対象期間: 2026 年度～2030 年度	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第 7 次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針(広域連系系統のマスタープラン)を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系統等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。 《政策目的の根拠》 2025 年 2 月 18 日に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画においても、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資する。 なお、令和 7 年 9 月時点で、全国調整スキームを活用し、地域間連系線について、令和 12 年度末までに 3 件の運転開始と、2 件の工事着手を目指しているところ。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	託送料金制度において、全国調整スキーム対象費相当額分の法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避することで、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
10	有効性等	① 適用数	令和 8 年度: 事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社 令和 9 年度: 事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社 令和 10 年度: 事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社

			令和 11 年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社 令和 12 年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社
			【算定根拠】 全国調整スキーム制度上の全国調整スキーム対象費の払い渡し主体を記載(沖縄電力を除く全一般送配電事業者(9 社))。
		② 適用額	令和8年度:148 億円 令和9年度:173 億円 令和 10 年度:585 億円 令和 11 年度:585 億円 令和 12 年度:619 億円 【算定根拠】 適用額の考え方は、以下の(Ⅰ)+(Ⅱ) (Ⅰ)が北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線の3件、(Ⅱ)が東地域(北海道～東北～東京間)、中国九州間連系設備の2件であり、それぞれの運転開始時期および工事着手時期を踏まえて、各年度の適用額を算定。 (Ⅰ)令和 12 年度末までに運転開始する予定の地域間連系線に対する適用額 ➤ 運転開始後から費用回収を行う前提に立ち、本措置が適用される託送料金収入額を以下の計算式により算定。 $(X - Y) \div Z$ ・X=工事費+運転維持費 ・Y=系統設置交付金相当額 ・Z=減価償却期間 (Ⅱ)令和 12 年度末までに工事着手する予定の地域間連系線に対する適用額 ➤ 工事着手時から、工事期間中にわたり工事費の一部を回収する想定に立ち、本措置が適用される託送料金収入額を以下の計算式により算定。 $(A \times \alpha) \div B$ ・A=工事費(現時点での概算) ・$\alpha=0.2$(制度設計中であることから、工事費の 20%を工事期間中にわたり回収することを仮定) ・B=工事期間(予定) ※各諸元は資源エネルギー庁による推計額。広域系統整備交付金の交付額は未決定であることから、推計にあたっては考慮していない。
		③ 減収額	令和8年度:1.93 億円 令和9年度:2.25 億円 令和 10 年度:7.61 億円 令和 11 年度:7.61 億円 令和 12 年度:8.06 億円

			【算定根拠】 減収額の考え方は、以下の(i) + (ii) 法人事業税所得割(収入割)の減収額 $\{ (I) + (II) \} \times \text{収入金課税率 } 1.0\% \cdots (i)$ + 特別法人事業税の減収額 $(i) \times \text{収入金課税率 } 30\% \cdots (ii)$
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9、北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線について、3件の整備計画を策定し、2030年度までを目途に完工し、全国調整スキームに基づき費用回収を開始予定。また東地域(北海道～東北～東京間)、中国九州間連系設備の2件については整備計画策定プロセスを進めている。なお、整備計画は各連系線につき1件策定される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 各種広域系統整備計画の進捗状況は以下の通り。 https://www.occto.or.jp/kouikikeitou/seibikeikaku/index.html 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 各整備計画の完工・運転開始後に発生する託送料金負担を低廉化しつつ、地域間連系線等による広域的融通効果が各地域に裨益することとなる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	託送料金制度において、法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するために、本要望措置は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	関連する措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	広域的電力融通に資する地域間連系線等が整備されることにより、各地域の電力価格安定化、再エネ電力融通等に裨益する。また、最終的にその託送料金を負担する各地域の需要家負担が低減される。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 12)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。
《要望の内容》 適用期限を令和 11 年3月 31 日まで延長する。			
《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項			
5	担当部局		経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和 11 年3月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和6年度創設(令和6年4月1日～)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことを目指す。 《政策目的の根拠》 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑

			制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、令和6年度(2024年度)から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023年2月)」)。 ※第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日)においては、「2024年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新増設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034年度にかけて電力需要が増加する」とされている一方、送配電設備については「整備を着実に推進しつつ需要家の公平性を確保するため、一般送配電事業者が行う先行的・計画的な系統整備に係る費用が確実に回収される仕組みや、GXに資する取組等を実施する事業者において、整備費用が大規模になった場合における費用負担の在り方を検討する。」とされており、発電側課金の政策上の重要性は変わらない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことを目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	同上
10	有効性等	① 適用数	令和6年度(見込) 1,189 令和7年度(見込) 1,249 令和8年度(見込) 1,249 令和9年度(見込) 1,249 令和10年度(見込) 1,249 ※適用事業者数 【算定根拠】 令和6年度(見込)の内訳: 令和6年3月までの発電事業者の届出数(1189) 令和7年度(見込)の内訳: 令和7年8月1日時点における発電事業者の届出数(1249) ※令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止す

			る者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としている。
		② 適用額	令和6年度 454,544 令和7年度(見込) 456,370 令和8年度(見込) 456,370 令和9年度(見込) 456,370 令和10年度(見込) 456,370 ※適用額(百万円) 【算定根拠】 令和6年度の内訳: 一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用(364,135 百万円) (i) +みなし小売事業者が他社発電事業者から購入する電力料に含まれる発電側課金費用(90,409 百万円)(ii) =454,544 百万円 令和7年度(見込)の内訳: 一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用(365,601 百万円) (i') +みなし小売事業者が他社発電事業者から購入する電力料に含まれる発電側課金費用(90,769 百万円)(ii') =456,370 百万円 ※資源エネルギー庁調べ。令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としている。
		③ 減収額	令和6年度 10,780 令和7年度(見込) 10,823 令和8年度(見込) 10,823 令和9年度(見込) 10,823 令和10年度(見込) 10,823 ※減収額(百万円) 【算定根拠】 令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092 百万円】 =4,734 百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(ii)×外形及び外形外法人課税率 3.4%=3,074 百万円】(iv) +特別法人事業税の減収額

			【(iv) × 外形及び外形外法人課税率 76.1% = 2,339 百万円】 + 法人事業税(付加価値割)の減収額 【(ii) × 外形及び外形外法人課税率 0.7% = 633 百万円】 = 6,046 百万円 = > 4,734 百万円 + 6,046 百万円 = 10,780 百万円 令和7年度(見込)の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i') × 収入金課税率 1.0% = 3,656 百万円】(iii') + 特別法人事業税の減収額 【(iii') × 収入金課税率 30% = 1,097 百万円】 = 4,753 百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(ii') × 外形及び外形外法人課税率 3.4% = 3,086 百万円】(iv') + 特別法人事業税の減収額 【(iv') × 外形及び外形外法人課税率 76.1% = 2,349 百万円】 + 法人事業税(付加価値割)の減収額 【(ii') × 外形及び外形外法人課税率 0.7% = 635 百万円】 = 6,070 百万円 = > 4,753 百万円 + 6,070 百万円 = 10,823 百万円 ※資源エネルギー庁調べ。令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としている。
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置における定量的な評価は困難であるが、一般的には「課税の公平性」が図られることにより、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置における定量的な評価は困難であるが、一般的には他の事業との間での課税の公平性が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することが期待される。

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 —
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税込減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設・延長」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置によることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 経産 11)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地13(法人事業税:義)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。 また、配電事業制度が導入されたことに伴い、配電事業者が受け取る託送料金のうち、一般送配電事業者に支払う定期支払額に相当する額を控除する。 《要望の内容》 現行制度の適用期間を3年間延長する 《関係条項》 地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 平成31年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長及び拡充
8	適用又は延長期間		延長期間: 3年(令和8年4月1日～令和11年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事

			業者の事業機会の拡大を目指す。																				
			《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成 25 年 4 月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成 28 年度 4 月 1 日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																				
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。																				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。																				
10	有効性等	① 適用数	適用事業者数 <table><tr><td>令和元年度</td><td>584</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>654</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>711</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>721</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>729</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>757</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>776</td></tr></table> 【算定根拠】 配電事業者については、令和 7 年 8 月時点で 0 社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。 令和 7 年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規	令和元年度	584	令和 2 年度	654	令和 3 年度	711	令和 4 年度	721	令和 5 年度	729	令和 6 年度	757	令和 7 年度(見込)	776	令和 8 年度(見込)	776	令和 9 年度(見込)	776	令和 10 年度(見込)	776
令和元年度	584																						
令和 2 年度	654																						
令和 3 年度	711																						
令和 4 年度	721																						
令和 5 年度	729																						
令和 6 年度	757																						
令和 7 年度(見込)	776																						
令和 8 年度(見込)	776																						
令和 9 年度(見込)	776																						
令和 10 年度(見込)	776																						

		登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 7 年 8 月時点と同様の数値としている。																																												
②	適用額	適用額(百万円) <table><tr><td>令和元年度</td><td>1,497,683</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1,421,746</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>3,768,016</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>3,299,340</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 6 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr></table> 【算定根拠】 令和 6 年度以降について、令和 6 年度の適用額は現時点で確定していないことに加え、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 5 年度と同様の数値としている。 出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」	令和元年度	1,497,683	令和 2 年度	1,421,746	令和 3 年度	3,768,016	令和 4 年度	3,299,340	令和 5 年度	3,596,395	令和 6 年度(見込)	3,596,395	令和 7 年度(見込)	3,596,395	令和 8 年度(見込)	3,596,395	令和 9 年度(見込)	3,596,395	令和 10 年度(見込)	3,596,395																								
令和元年度	1,497,683																																													
令和 2 年度	1,421,746																																													
令和 3 年度	3,768,016																																													
令和 4 年度	3,299,340																																													
令和 5 年度	3,596,395																																													
令和 6 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 7 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 8 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 9 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 10 年度(見込)	3,596,395																																													
③	減収額	減収額(百万円) <table><tr><td>令和元年度</td><td>19,470</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>14,928</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>39,564</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>34,643</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 6 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr></table> 【算定根拠】 下記のとおり計算。他方、令和 6 年度以降については、令和 6 年度の適用額は現時点で確定していないことに加え、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 5 年度と同様の数値としている。 <table><tr><td></td><td>適用額</td><td></td><td>事業税率</td><td></td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>3,768,016</td><td>×</td><td>(1.05%)</td><td>=</td><td>39,564</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>3,299,340</td><td>×</td><td>(1.05%)</td><td>=</td><td>34,643</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>3,596,395</td><td>×</td><td>(1.05%)</td><td>=</td><td>37,762</td></tr></table>	令和元年度	19,470	令和 2 年度	14,928	令和 3 年度	39,564	令和 4 年度	34,643	令和 5 年度	37,762	令和 6 年度(見込)	37,762	令和 7 年度(見込)	37,762	令和 8 年度(見込)	37,762	令和 9 年度(見込)	37,762	令和 10 年度(見込)	37,762		適用額		事業税率		減収額	令和 3 年度	3,768,016	×	(1.05%)	=	39,564	令和 4 年度	3,299,340	×	(1.05%)	=	34,643	令和 5 年度	3,596,395	×	(1.05%)	=	37,762
令和元年度	19,470																																													
令和 2 年度	14,928																																													
令和 3 年度	39,564																																													
令和 4 年度	34,643																																													
令和 5 年度	37,762																																													
令和 6 年度(見込)	37,762																																													
令和 7 年度(見込)	37,762																																													
令和 8 年度(見込)	37,762																																													
令和 9 年度(見込)	37,762																																													
令和 10 年度(見込)	37,762																																													
	適用額		事業税率		減収額																																									
令和 3 年度	3,768,016	×	(1.05%)	=	39,564																																									
令和 4 年度	3,299,340	×	(1.05%)	=	34,643																																									
令和 5 年度	3,596,395	×	(1.05%)	=	37,762																																									
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場にお																																												

			ける、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 電力取引報 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 - 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 -
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 12)